

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に定める特定事業を実施する民間事業者の選定等については、公正性および透明性を確保することはもとより、高度かつ専門的な知見を有する外部有識者等による調査審議を経ることが必要であることから、新たに滋賀県県民生活部 P F I 事業者等選定委員会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県県民生活部 P F I 事業者等選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧		新		
名称	担任する事務	委員の 数	委員の 構成	委員の 任期
滋賀県 民生活部 指定管理 者選定委 員会	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に属する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）（滋賀県希望が丘文化公園を除く。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定に関する事項について調査審議すること。	14人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
滋賀県 民生活部 PFI事 業者等選	知事の諮問に応じて県民生活部の所管に属するPFI事業（民間資金等）の活用による公共施	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が

	<p>定委員会</p> <p>設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業をいう。(同法第7条の規定により選定されたものに限る。)を実施する民間事業者の選定(同法第8条第1項に規定する民間事業者の選定をいう。)</p> <p>に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>終了するまでの期間</p>
<p>省略</p> <p>2 および 3 省略</p>	<p>省略</p> <p>2 および 3 省略</p>	<p>省略</p> <p>2 および 3 省略</p>